

裁判所法案帝國議会へ提出の件  
古謹て上奏し恭しく  
聖裁を仰ぎ併せて枢密院の議に  
付せられんことを請う。

昭和二十二年二月五日

内閣総理大臣吉田 茂

卷之三

裁判所法目次

第一編

第二編 最高裁判所

第三編 下  
高  
等  
教  
育

第二章 地方裁判所

第三章 簡便裁判所

卷之三

第二章 裁判官

第三章 司法修習生

卷之三

第二章 裁判所の用語

卷之三

第三章 故判の評議

第四章 裁判所の共助

卷之六

裁判所法

第一編 細則

10

第一條 (この法律の趣旨) 一 日本国憲法に定める最高裁判所及び下級裁判所については、この法律の定めるところによる。

第二條（下級裁判所） 下級裁判所は、高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所とする。

下級裁判所の設立、廢止及び管轄区域は、別に法律でこれを定め

第三條（裁判權） 裁判所は、日本國憲法に特別の定のある場合を除いて、一切の法律上の争訟を裁判し、又その他法律によつて特に定める権限を有する。

前項の規定は行政機關が前審として審判することを妨げない  
この法律の規定は、刑事について、別に法律で陪審の制度を設けること  
を妨げない。

**第四條（上級審の裁判の拘束力）** 上級審の裁判所の裁判における判斷はその事件について下級審の裁判所を拘束する。

る。

最高裁判所判事の員数は、十四人とし、下級裁判所の裁判官の員数は、別に法律でこれを定める。

## 第二編 最高裁判所

第十六條へ所在地一 最高裁判所は、これを東京都に置く。

第十七條へ裁判権一 最高裁判所は、左の事項について裁判権を有する。

一 上告

二 訴訟法において審に定める抗告

第十八條へその他の権限一 最高裁判所は、この法律に定めるものの外、他の法律にないて特に定める権限を有する。

## 閣

第九條へ大法廷・小法廷一 最高裁判所は、大法廷又は小法廷で審理及び裁判をする。

大法廷は、合議の裁判官の少半は、最高裁判所の定める員数の裁判官の合議体とする。但し、下級審の裁判官の員数は、三人以上でなければならぬ。

各合議体の裁判官のうち一人を裁判長とする。  
格付は、最高裁判所の定める員数の裁判官が出席すれば審理及び裁判をすることができる。

当事者の主張に基いて、法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを判断すること。

二 前号の場合を除いて、法律、命令、規則又は処分が憲法に適合しないと認めるとき。

三 憲法その他の法令の解釋適用について、意見が前に最高裁判所のした裁判に反するとき。

専らその事件にて該審の委任す所乗る。

#### 第四節 工務審の條件の附乘は

工務審の委任の条件は次の件

##### 第五條 (裁判官)

高級裁判所の裁判官は、その長たる裁判官を最高裁判所長官とし、その他の裁判官を最高裁判所判事とする。

下級裁判所の裁判官は、高等裁判所の長たる裁判官を高等裁判所長官とし、その他の裁判官を判事、判事補及び簡易裁判所判事とする。

る。

最高裁判所判事の員數は、十四人とし、下級裁判所の裁判官の員數は、別に法律でこれを定める。

##### 第二編 最高裁判所

第六條 (所在地) 最高裁判所は、これを東京都に置く。

第七條 (裁判權) 最高裁判所は、左の事項について裁判權を有する。

##### 一 上告

二 派訟法において特に定める抗告

第八條 (その他の権限) 最高裁判所は、この法律に定めるもの外、他の法律において特に定める権限を有する。

開

第九條 (大法官及び小法庭の審判) 事件を大法官又は小法庭のいづれで取り扱うかについては、最高裁判所の定めるところによる。但し、左の場合においては、小法庭では裁判をすることができない。

一 当事者の主張に基いて、法律、命令、規則又は区分が憲法に適合するかしないかを判断すること。  
二 前号の場合を除いて、法律、命令、規則又は区分が憲法に適合しないと認めること。  
三 宪法その他の法令の解釈適用について、意見が前に最高裁判所のした裁判に反すること。

卷之三

第45條（裁判官）　高裁判所の裁判官は、その長たる裁判官を最高裁判所長官とし、その他の裁判官を最高裁判所判事とする。

裁判所長官ごし、その他の裁判官を最高裁判所判事とする。

下級裁判所の裁判官は、高等裁判所の監督を受けるが、最高裁判所の監督を受けることはない。その他の裁判官を刑事、刑事補及び簡易裁判所判事とする。

最高裁判所判事の資格は、下級人でし、下級裁判所の裁判官の資格は、別に法律でこれを定める。

第三編

第八條へ所在地一最高裁判所は、これを東京市に置く。

第一條 本判例は、本件の事実と同一の事実に依る判例である。

訴訟法において審に定める抗告

第七條へその他の権限一 誓言書所載のこの法律を定めるに付する  
他の法律において特に定める権限を有する。

卷之三

三、意想の物の使命の特殊適用された、着想の前段は最高級の合ひがんを図ること。

國會大典，以示慶祝。

卷之三

井言の全員の意見を以て之に對する。而して其の上に、  
別當の金員を大に組んで奉公する必要がある。又は國庫の本  
手小法規を對照せば、此の二点が何處か但し、  
小法規で該段別を定め、又は該段別を定め、

開  
卷

第十九條へ裁判官の意見の表示一、大法官で裁判をす。易官がおる。裁判書に、各裁判官の意見を表示しなければならぬ。

第二十條へ司法行政事務一、最高裁判所が司法行政事務を行はるのは、裁判官會議の議によるものとし、最高裁判所長官が、これを總括する。

裁判官會議は、全員の裁判官でこれを組織し、最高裁判所長官がその議長となる。

第十一條へ審務局一、最高裁判所の庶務を掌らせるため、最高裁判所

## 内閣

に審務局を置く。  
第十四條へ司法研修所一、裁判官その他の裁判所の職員の研究及び修養並びに司法修習生の修習に関する事務を取り扱わせるため、最高裁判所に司法研修所を置く。

## 第三編 下級裁判所

### 第一章 高等裁判所

第十五條へ構成一、各島等裁判所は、高等裁判所長官及び相應の員の判事でこれを構成する。

第十六條へ裁判権一、高等裁判所は、その事項について裁判権を有する。

一、地方裁判所の第一審判決に対する控訴

二、第六條第二号の抗告を除いて、地方裁判所の決定及び命令に対する抗告

三、地方裁判所の第二審判決及び简易裁判所の第一審判決に対する

## 上告

四、刑法第七十七條乃至第七十九條の罪に係る訴訟の第一審  
審理 第一審

第十條へその他の権限一高等裁判所は、この法律に定めるもの  
外、他の法律において特に定める権限を有する。

第十九條（東京高等裁判所の管轄権限）刑訴法第七三條、第七十五  
條及び第六十一条の各款に十九條の罪に係る訴訟に付すは、第一  
審の裁判所は、東京高等裁判所である。

第二條（裁判官の取扱い）高等裁判所が二審審理として、或別件に付す  
りて法廷の開設一高等裁判所は、二審審理として、或別件に付す  
りて法廷の開設する場合、その本件と見做は、その事件をもつて不  
同の裁判所の開設とする。

## 内閣

## 關

前項の合議体の裁判官の員数は、三人とし、そのうち一人を裁判  
長とする。但し、第十六條<sup>第四款</sup>の訴訟については、裁判官の員数は、五  
人とする。

第二十九條（裁判官の職務の代行）高等裁判所は、裁判事務の取扱  
上當し迫つた必要があるときは、その管轄区域内の地方裁判所の判事  
にその高等裁判所の職務を行わせることができる。

第三十一条（司法行政事務）各高等裁判所が司法行政事務を行うの  
は、裁判官会議の議によるものとし、各高等裁判所が官能、これを  
統括する。

各高等裁判所の裁判官会議は、その全員の裁判官でこれを組織し、  
各高等裁判所長が、その議長となる。

第三十二条（事務局）各高等裁判所の庶務を掌らせるため、各高等  
裁判所に事務局を置く。

第三十三条（支部）最高裁判所は、高等裁判所の事務の一部を取り

扱わせるため、その高等裁判所の管轄区域内に、高等裁判所の支部を設けることができる。

最高裁判所は、高等裁判所の支部に勤務する裁判官を定める。

**第二十三** 第二章 地方裁判所  
第十九條へ構成へ 各地方裁判所は、相應な員数の判事及び判事補でこれを構成する。

**第二十四** 條へ裁判権へ 地方裁判所は、左の事項について裁判権を有する。

一 第十六條第四号の罪 第三十三條第一項第一号の請求及び罰金以下の刑にあたる罪に係る訴訟以外の訴訟の第一審

の外、他の法律において特に定める権限及び他の法律による判所の権限に属するものと定められた事項の中で地方裁判所以外の裁判所の権限に属させていない事項についての権限を有する。

**第二十五** 條へ一人制・合議制へ 地方裁判所は、第二項に規定する場合を除いて、一人の裁判官でその事件を取り扱う。但し、法廷すべき審理及び裁判を除いて、その他の事項につき他の法律に特別の定があるときは、その中に従う。

一 合議体で審理及び裁判をする旨の決議を合議体でした事例

二 死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪へ刑法第二百三十九條、第二百三十八條又は第二百三十九條の罪及びその未遂罪並びに昭和五年法律第九号第二條又は第三条の罪を喰く。一事係る事例

三 簡易裁判所の判决に対する抗告事例

四 その他の法律において合議体で審理及び裁判をすべきものと定められた事件

扱わせるため、その高等裁判所の管轄区域内に、高等裁判所の支部を設けることができる。

最高裁判所は、高等裁判所の支部に勤務する裁判官を定める。

**第二十一条** 第二章 地方裁判所  
第二十一条へ構成一 各地方裁判所は、相應な員数の判事及び判事補でこれを構成する。

**第二十二条** 裁判権一 地方裁判所は、左の事項について裁判権を有する。

一 金錢不の附する罪の審理と被罰緩和の審理の第一審

第二十二条へ罰金の附する罪の審理と被罰緩和の審理の第一審

二 簡易裁判所の判決に対する控訴

三 第八條第二号の抗告を除いて、簡易裁判所の決定及び命令に対する抗告

**第二十三条** 第二章 地方裁判所  
第二十三条へその他の権限一 地方裁判所は、この法律に定めるもの以外、他の法律において特に定める権限及び他の法律において裁判

## 四

## 五

所の権限に属するものと定められた事項の中で地方裁判所以外の裁判所の権限に属させていない事項についての権限を有する。

**第二十四条** 第二章 地方裁判所  
第二十四条へ一人制・合議制一 地方裁判所は、第二項に規定する場合を除いて、一人の裁判官でその事件を取り扱う。

左の事件は、裁判官の合議体でこれを取り扱う。但し、法廷であることがない場合は、至る所に従う。  
一 合議体で審理及び裁判をする旨の決議を合議体でした事件  
二 死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にある罪へ刑法第二百三十九条、第二百三十八條又は第二百三十九条の罪及びその未遂罪並びに昭和五年法律第九号第二條又は百三〇条の罪を除く。これ係る事件

三 簡易裁判所の判決に対する控訴事件並びに简易裁判所の決定及び命令に対する抗告事件  
四 その他の去擧において合議体で審理及び裁判をすべきものご

前項の会議体の裁判官の員数は、三人とし、そのうち一人を裁判長とする。

第二百一十九條へ判事補の裁権の制限。判事補は、地方法事に特別の室のある場合を除いて、一人で裁判をすることができない。

判事補は、同時に二人以上会議体に加わり、又は裁判長となることはできない。

第二百二十條へ裁判官の職務の代理。地方裁判所にて審判事務の取扱上さし迫つて必要があるときは、その所在地を管轄する高等裁判所は、その管轄区域内の他の地方裁判所の裁判官に当該地方裁判官の職務を代理せらるこ事ができる。

第二百二十九條へ司法行政事務。最高裁判所は、各地方裁判所の明るいうち一人で各地方裁判所長を命ずる。

各地方裁判所が司法行政事務を行なうのは、裁判官会議の議によるものとし、各地方裁判所長が、これを統括する。

## 内閣

各地方裁判所の裁判官会議は、その全員の開催でこれを組織し、各地方裁判所長が、その議長となる。

第二百三十條へ司法局。各地方裁判所の庶務を掌らせるため、各地方裁判所に事務局を置く。

第二百三十一條へ支都、出張所。最高裁判所は、地方裁判所の事務の一部を取り扱わせるため、その地方裁判所の管轄区域内に、地方裁判所の支部又は出張所を設けることができる。

第二百三十二条へ裁判権。簡易裁判所は、地方裁判所の支部を勤務する裁判官を定める。

第二百三十三条へ裁判権。簡易裁判所は、その事務について第一審の裁判権を有する。

訴訟の目的の額額が五千円を超えるを請求へ行政处分の取消又

は交換の請求を除く。一

二 刑金以下の刑にあたる罪又は選択刑として罰金が定められ、い  
る罪に係る訴訟

簡易裁判所は、禁錮以上の刑を科することができない。禁錮以上  
の刑を科するのを相当と認めるときは、訴訟法で定めるところによ  
り事件を地方裁判所に移さなければならぬ。

第三十一条へその他の権限一 簡易裁判所は、この法律に定めるもの  
の外、他の法律において特に定める権限を有する。

第三十二条へ一人制一 簡易裁判官は、一人の裁判官でその事件を取  
り扱う。

第三十九条へ裁判官の職務の代行一 簡易裁判所において裁判事務の  
取扱上おこし迫つた必要があるときは、その所在地を管轄する地方裁  
判所の判事に当該簡易裁判所の裁判官を充てしむれども、簡易裁判  
所の判事に當該簡易裁判所の職務を行わせることができる。

第三十条へ司法行政事務一 各簡易裁判所の司法行政事務は、簡易裁  
判所の裁判官が一人のときは、その裁判官が、二人以上のときは、  
裁判所の全部又は一部を取り扱つけることができる。

## 内閣

最高裁判所の指名する一人の裁判官がこれを掌理する。

第三十一条へ事務の移轉一 簡易裁判所において特別の事情によりそ  
の事務を取り扱うことができないときは、その所在地を管轄する地  
方裁判所は、その管轄区域内の他の簡易裁判所に当該簡易裁判所の  
事務の全部又は一部を取り扱つせることができる。

## 第四編 裁判所の職員及び司法修習生

### 第一章 裁判官

第三十二条へ最高裁判所の裁判官の任免一 最高裁判所長官は、内

閣の勅令に基いて、天皇がこれを任命する。

最高裁判所判事は、内閣でこれを任命する。

最高裁判所判事の任免は、天皇がこれを認証する。

内閣は、第一項の指名又は第二項の任命を行うには、裁判官任

命諮詢委員に諮詢しなければならない。

最高裁判所長官に關する規程は、政令でこれを定める。

最高裁判所判事の任免は、國民の審査に關す

る法律の定めるところにより國民の審査に付される。

第四十條へ下級裁判所の裁判官の任免一 高等裁判所長官、判事、  
判事補及び簡易裁判所判事は、最高裁判所の指名した者の名簿に  
よつて、内閣でこれを任命する。

高等裁判所長官の任命は、天皇がこれを認証する。

第一項の裁判官は、その官に任命された日から十年を経過した  
ときは、その任期を終えるものとし、再任されることができる。

は変更の請求を除く。一

二、罰金以下の刑にあるる者は選択刑として罰金が定められ、訴る事に係る訴訟

簡易裁判所は、禁錮以上の刑を科することができない。禁錮以上

の刑を科するのを相当と認めるときは、訴訟法によるところによ

り事件を地方裁判所に移さなければならぬ。

第三十一条へその他の権限、簡易裁判所は、この法律に定めるもの

の外、他の法律において特に定める権限を有する。

第三十五條へ一人判事、簡易裁判所は、一人の裁判官でその事件を取

きあむ。その主張を終えるまのち、再び主張することを許さず。

第一節の裁判官は、その官の命令を除く日数ふ十年を経過したが

高齢裁判官の主張は、天皇より許す職務とする。

もて、内閣がこれを任命する。

院事部又は諫言院諫言院事部、最高法院の訴訟官の審査司

部四十名（不燃煤法院の諫言官の主張）高齢裁判官、院事、

する者事の官あることをもつて國員の審査司がする。

最高法院院長官又は最高法院院事の主張は、國員の審査司閑

院事官主命諫言委員、内閣する職務は、如何ぞこれを宝ある。

命諫言委員、内閣する職務を主命する。

内閣は、第一節の訴訟官の主命を許しておれ、諫言官主

命高齢院院事の主命は、天皇より許す職務とする。

内閣の訴訟官基は、天皇より許す主命する。

第三十一条へ及高裁判所の裁判官の任命資格、及高裁判所の裁判官

は、識見の高い、法律の素養のある年齢四十年以上の者の中からこれで任命し、そのうち少くとも十人は、十年以上第一号及び第二号に掲げる職の一書しくは二に書つた者は、その各号に掲げる職の

一若しくは二以上に在つてその年数を通算して二年以上になる者でなければならぬ。

- |          |   |
|----------|---|
| 一<br>判事  | 高等裁判所長官   |
| 二<br>檢察官 | 簡易裁判所判事   |
| 三<br>弁護士 | 別に法律で定め<br><small>前項第一号<br/>五年以上<br/>前項第三号<br/>月至第六号</small>  |
| 四<br>事補  | 裁判所調査官<br>修所教官、司法次官   |
| 五<br>事務官 | は、その在職は、同<br>乃至第六号に掲げる  |
| 六<br>判事補 | 前二項の規定の適<br>用に掲げる職に在つ<br>に限り、これを当該<br>三年以上第一項第<br>つた者が簡易裁判所<br>いては、その簡易裁<br>士の職に在つた年数<br>第四十一条（高等裁判<br>及び判事は、左の各<br>を通算して十年以上<br>一<br>判事補 |
| 七<br>檢察官 | 簡易裁判所判事   |
| 八<br>弁護士 | 簡易裁判所判事   |

內閣

六 別に法律で定める大学の法律学の教授又は助教授  
五年以上前項第一号に掲げる職の一若しくは二に在った者は  
第三号乃至第六号に掲げる職の一若しくは二以上に在つた者が判  
事補、裁判所調査官、最高裁判所事務総長、裁判所事務官、司法研  
修所教官、司法次官、司法事務官又は少年審判官の職に在つたときは  
は、その在職は、同項の規定の適用については、これを同項第三号  
乃至第六号に掲げる職の在職とみなす。

- 一  
二  
三  
四  
判事  
簡易裁判所判事  
檢察官  
弁護士

五、裁判所調查官、裁判所事務官、司法研修所敎官、司法事務官又

は少年審判官

六、前條第一項第六号の大学の法律学の教授又は助教授  
前項の規定の適用については、<sup>第二項</sup>同項各号に掲げる職の  
一又は二以上に在つた者が裁判所事務官又は司法事務官の職に在  
つたときは、その在職は、これを同項各号に掲げる職の在職とみ  
なす。

においては、その簡易裁判所判事、検察官（副検事を除く。）又は弁護士の職に在つた年数については、前項の規定は、これを適用しない。司法修習生の修習を終えないで簡易裁判所判事又は検察官に任命された者の第六十六條の試験に合格した後の簡易裁判所判事、検察官（副検事を除く。）又は弁護士の職に在つた年数についても同様とする。

四  
關

木号に掲げて職を除くと、判事補は一定の年数を有する者に就いて、高等裁判所長官及び弁事に任命されることが出来る。但し、判事補は一定の年数を有する者は、判事補としての任命を受けることのない者には、同項の規定によつて、高等裁判所長官及び弁事に任命されることが出来る。

第四十三條（判事補の任命資格）　判事補は、司法修習生の修習を終えた者の中からこれを任命する。

第四十四條（簡易裁判所判事の任命資格）　簡易裁判所判事は、高等裁判所長官若しくは判事の職に在つた者又は左の各号に掲げる職の一若しくは二以上に在つてその年数を通算して三年以上になる者の中からこれを任命する。

**第四十  
五條** (判事補の任命資格) 判事補は、司法修習生の修習を終えた者の中からこれを任命する。

四十五條（判事補の任命資格）　判事補は、司法修習生の修習を終えた者の中からこれを任命する。

四十六條（簡易裁判所判事の任命資格）　簡易裁判所判事は、高等裁判所長官若しくは刑事の職に在つた者又は左の各号に掲げる職の一若しくは二以上に在つてその年数を通算して三年以上になる者の中からこれを任命する。

第三条第一項第六号の大学の法律学の教授又は助教授の職に在つた者が簡易裁判所判事、検察官又は弁護士の職に就いた場合においては、その簡易裁判所判事、検察官（副検事を除く。）又は弁護士の職に在つた年数については、前項の規定は、これを適用しない。司法修習生の修習を終えないで簡易裁判所判事又は検察官に任命された者の第六十八條の試験に合格した後の簡易裁判所判事、検察官へ副検事を除く。又は弁護士の職に在つた年数についても、同様とする。

## 内閣

第一項第一号に掲げる職に除く、別に法律に定める公務員の職に在つた者は、同項の規定に依るが如き、高等裁判所長官及び弁事官任命されるが如き、別に法律に定める貢金補充官

第二項第一号に掲げる職に除く、別に法律に定める公務員の職に在つた者は、同項の規定に依るが如き、高等裁判所長官及び弁事官任命されるが如き、別に法律に定める貢金補充官

第三項第一号に掲げる職に除く、別に法律に定める公務員の職に在つた者は、同項の規定に依るが如き、高等裁判所長官及び弁事官任命されるが如き、別に法律に定める貢金補充官

第四十一条（判事補の任命資格）判事補は、司法修習生の修習を終えた者の中からこれを任命する。

第四十二条（簡易裁判所判事の任命資格）簡易裁判所判事は、高等裁判所長官若しくは判事の職に在つた者又は左の各号に掲げる職の一若しくは二以上に在つてその年数を通算して三年以上になる者の中からこれを任命する。

一 判事補

二 檢察官

三 弁護士

四 裁判所調査官、裁判所事務官、司法研修所教官、司法事務官又は少年審判官

五 第四十一條第一項第六号の大学の法律学の教授又は助教授前項の規定の適用については、同項第二号乃至第四号に掲げる職に在つた年数は、司法修習生の修習を終えた後の年数に限り、これを当該職に在つた年数とする。

司法修習生の修習を終えないで検察官に任命された者の第六十一条の試験に合格した後の検察官（副検事を除く。）又は弁護士の職に在つた年数については、前項の規定は、これを適用しない。第四十一条（簡易裁判所判事の選考任命）多年司法事務にたずさわり、その他簡易裁判所判事の職務に必要な学識経験のある者は、前條第一項に掲げる者に該当しないときは、も、簡易裁判所判事選考委員会の選考を経て、簡易裁判所判事に任命されることができる。簡易裁判所判事選考委員会に関する規程は、最高裁判所がこれを定める。

## 内閣

第四十八條へ任命の欠格事由 他の法律の定めるところにより一般の官吏に任命されることができない者の外、左の各号の一に該当する者は、これを裁判官に任命することができない。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 役勤裁判所の罷免の裁判を受けた者

三 を補する。

第四十九條へ身分の保障 裁判官は、公の彈劾又は國民の審査による法律による場合及び~~別に法律で定めるところによつて~~心身の故障のために職務を執ることができないことを定めた場合を除いては、その意思に反して、免官、轉官、轉所、職務の停止又は報酬の減額をされることはない。務を怠り、又は品位を辱める行状があつたときは、別に法律で定め

るところにより裁判によつて懲戒される。

第五十條（定年）最高裁判所の裁判官は、年齢七十一年、下級裁判官の裁判官は、年齢六十五年に達した時に退官する。

をすることができない。

- 一 國會~~議員~~は地方公共團体の議会の議員となり、その他全然且ち積極的に政治上の活動をすること。
- 二 最高裁判所の許可のある場合を除いて、報酬のある他の職務に從事すること。
- 三 商業を営み、その純金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

## 第二章 裁判官以外の裁判所の職員

### 内閣

第五十三條（最高裁判所事務総長）最高裁判所に最高裁判所事務総長一人を置く。

最高裁判所事務総長は、一級とする。

最高裁判所事務総長は、最高裁判所長官の監督を受けて、最高裁判所の事務局の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。

第五十四條（最高裁判所長官秘書官）最高裁判所に最高裁判所長官秘書官一人を置く。

最高裁判所長官秘書官は、二級とする。

最高裁判所長官秘書官は、最高裁判所長官の命を受けて、機密に關係する事務を掌る。

第五十七條（司法研修所教官）最高裁判所に別に法律で定める員数の司法研修所教官を置く。

司法研修所教官は、一級、二級又は三級とする。

司法研修所教官は、上司の指揮を受けて、司法研修所における研

るところにより裁判によつて裁めし。

判の懲戒官は、平成六年三月三十日より起算する。

第五十一条（退官）　裁判官は、在任中、左の行為を定める。

第五十二条（報酬）　裁判官の受ける報酬については、別に法律でこれを定める。

第五十三条（政治活動等の禁止）　裁判官は、在任中、左の行為をすることができない。

一 國會は地方公共團体の議会の議員となり、その他公然と積極的に政治上の活動をすること。

二 最高裁判所の許可のある場合を除いて、報酬のある他の職務に從事すること。

三 商業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

## 第二章 裁判官以外の裁判所の職員

第五十四条（最高裁判所事務総長）　最高裁判所に最高裁判所事務総長一人を置く。

最高裁判所事務総長は、一級とする。

最高裁判所事務終長は、最高裁判所長官の監督を受けて、最高裁判所の事務局の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。

第五十五条（最高裁判所長官秘書官）　最高裁判所に最高裁判所長官秘書官一人を置く。

最高裁判所長官秘書官は、二級とする。

最高裁判所長官秘書官は、最高裁判所長官の命を受けて、機密に關する事務を掌る。

第五十六条（司法研修所教官）　最高裁判所に別に法律で定める員数の司法研修所教官は、司法研修所教官を置く。

司法研修所教官は、一級、二級又は三級とする。

司法研修所教官は、上司の指揮を受けて、司法研修所における研

## 内閣

究、修養及び修習の指導を掌る。

**第五十九条** 司法研修所長は、最高裁判所に司法研修所長を置き、一級の司法研修所教官の中から、最高裁判所が、これを補する。

司法研修所長は、最高裁判所長官の監督を受けて、司法研修所の

事務を掌理し、司法研修所の職員を指揮監督する。

**第五十八条** 裁判所調査官は、最高裁判所及び各高等裁判所に通じて別に法律で定める員数の裁判所調査官を置く。

裁判所調査官は、二級とする。

裁判所調査官は、裁判官の命を受けて、事件の審理及び裁判に関して必要な調査を掌る。

裁判所調査官の任命は、一般の二級事務官吏に任命される資格を有する者の外、第六十九条の試験に合格した者についてもこれを行なうことができる。

**第五十九条** 裁判所事務官は、各裁判所に通じて別に法律で定める員数

## 内 閣

の裁判所事務官を置く。

裁判所事務官は、一級、二級又は三級とする。

裁判所事務官は、上司の命を受けて、裁判所の事務を掌る。

**第六十条** 二級の裁判所事務官の任命及び敍縟は、一般の二級事務官吏に任命され、又は敍縟される資格を有する者の外、第六十九条の試験に合格した者についてもこれを行うことができる。

**第六十一条** 裁判所事務官の中から、最高裁判所が、これを補する。

各高等裁判所の事務局長は、各高等裁判所長官の、各地方裁判所の

事務局長は、各地方裁判所長の監督を受けて、事務局の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。

**第六十二条** 裁判所書記は、各裁判所に裁判所書記を置き、裁判所事務官の中から、最高裁判所の定めるところにより、最高裁判所、各

高等裁判所又は各地方裁判所が、これを補する。

裁判所書記は、裁判所の事件に関する記録その他の書類の作成及び保管その他他の法律において定める事務を掌る。

裁判所書記は、その職務を行うについては、裁判官の命令に従う。裁判所書記は、口述の書取その他書類の作成又は変更に関して裁判官の命令を受けた場合において、その作成又は変更を正当でないと認めるときは、自己の意見を書き添えることができる。

**第六十五回（裁判所技官）** 各裁判所に通じて別に法律で定める員数の裁判所技官を置く。

裁判所技官は、二級又は三級とする。

裁判所技官は、上司の命を受けて、技術を掌る。

**第六十四回（執行吏）** 各地方裁判所に執行吏を置く。

執行吏は、最高裁判所の定めるところにより各地方裁判所がこれを任命する。

執行吏に任命されるのに必要な資格に関する事項は、最高裁判所

## 内

## 閣

がこれを定める。

執行吏は、他の法律で定めるところにより裁判の執行、裁判所の発する文書の送達その他の事務を行う。

執行吏は、手数料を受けるものとし、その手数料が一定の額に達しないときは、國庫から補助金を受ける。

**第六十五回（廷吏）** 各裁判所において裁官の命する事務その他最高裁判所の定める事務を取り扱う。

各裁判所は、執行吏を用いることができないときは、その裁判所の所在地で書類を送達するためには、廷吏を雇う。

廷吏は、法廷において裁官の命する事務その他最高裁判所の定める事務を取り扱う。

**第六十五回（任免・紋綴）** 裁判官以外の裁判所の職員の任免及び紋綴は、一級のものについては、最高裁判所の申出により内閣が、二級のものについては、最高裁判所の申出により内閣総理大臣がそれをこれを行い、三級のものについては、最高裁判所の定めるところ

により最高裁判所、各高等裁判所又は各地方裁判所がこれを行う。  
第六十九條（勤務裁判所の指定） 裁判所調査官、裁判所事務官（事務局長又は裁判所書記たるもの）を除く。及び裁判所技官の勤務する裁判所は、最高裁判所の定めるところにより最高裁判所、各高等裁判所又は各地方裁判所がこれを定める。

### 第三章 司法修習生

第六十一条（採用） 司法修習生は、高等試験司法科試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる。

前項の試験に関する事項は、政令でこれを定める。

第六十二条（修習・試験） 司法修習生は、少くとも二年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。

司法修習生は、その修習期間中、國庫から一定額の給與を受ける。

第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。

## 内閣

第六十九條（罷免） 最高裁判所は、司法修習生の行状がその品位を辱めたりに修習の成績が前條第一項の試験に合格する場合に、

認めることきは、その司法修習生を罷免することができる。

五 第五編 裁判事務の取扱

### 第一章 法廷

第六十九條（開廷の場所） 法廷は、裁判所又は支部でこれを開く。

最高裁判所は、必要と認めることきは、前項の規定にかかわらず、他の場所で法廷を開き、又はその指定する他の場所で下級裁判所に法廷を開かせることができる。

第七十一条（公開停止の手続） 裁判所は、日本國憲法第八十二條第二項の規定により対審を公開しないで行うには、公衆を退廷させる前に、その旨を理由とともに言い渡さなければならぬ。判決を言い渡すときは、再び公衆を入れさせなければならない。

第七十二条（法廷の秩序維持） 法廷における秩序の維持は、裁判長

又は開廷をした一人の裁判長がこれを行ふ。

裁判長又は開廷をした一人の裁判官は、法廷における裁判所の職務の執行を妨げ、又は不当な行状をする者に對し、退庭を命じ、その他法廷における秩序を維持するのに必要な事項を命じ、又は処置を執ることができる。

第七十四條（法廷外における处分） 裁判所が他の法律の定めるところにより法廷外の場所で職務を行う場合において、裁判長又は一人の裁判官は、裁判所の職務の執行を妨げる者に對し、退去を命じ、その他必要な事項を命じ、又は处置を執ることができる。

前項に規定する裁判長の権限は、裁判官が他の法律の定めるところにより法廷外の場所で職務を行う場合において、その裁判官もこれを有する。

第七十五條（審判妨害罪） 前二條の規定による命令に違反して裁判所又は裁判官の職務の執行を妨げた者は、これを一年以下の懲役若

## 内

## 閣

しきは禁錮又は千円以下の罰金に處する。

### 第二章 裁判所の用語

第七十六條（裁判所の用語） 裁判所では、日本語を用いる。

### 第三章 裁判の評議

第七十七條（評議の秘密） 合議体である裁判の評議は、これを公行しない。但し、司法修習生の傍聴を許すことができる。

評議は、裁判長が、これを聞き、且つこれを整理する。その評議の終了並びに各裁判官の意見並びその多少の数については、この法

律に特別の定がない限り、秘密を守らなければならない。

第七十八條（意見を述べる義務） 裁判官は、評議において、その意見を述べなければならぬ。

第七十九條（評決） 裁判は、最高裁判所の裁判に付いて最高裁判

所が特別の定をした場合を除いて、過半数の意見による。

過半数の意見によつて裁判をする場合において、左の事項につ

いて意見が三説以上に分れ、その説が各々過半数にならないときは、裁判所は、左の意見による。

一 数額については、過半数になるまで最も多額の意見の数を順次少額の意見の数に加え、その中で最も少額の意見

の数を順次利益な意見の数に加え、その中で最も利益な意見

又は開廷をした一人の裁判長がこれを行う。

裁判長父は開廷をした一人の裁判官は、法廷における裁判所の職務の執行を妨げ、又は不当な行狀をする者に對し、退廷を命じ、その他法廷における秩序を維持するのに必要な事項を命じ、又は处置を執ることができる。

七十四條へ法廷外における处分  
裁判所が他の法律の規定によつて  
るにより法廷外の場所で職務を行う場合において、裁判長又は一人  
の裁判官は、裁判所の職務の執行を妨げる者に對し、退去を命じ、  
その他必要な事項を命じ、又は処置を執ることができる。  
前項に規定する裁判長の権限は、裁判官が他の法律の定めるところ

れを有する  
第七十<sup>三</sup>條（審判妨害罪）前二條の規定による命令に違反して裁判所又は裁判官の職務の執行を妨げた者は、これを一年以下の懲役若

३४६

しくは禁錮又は千兩以下の罰金に及する。

## 第二章 裁判所の用語 （裁判所の用語）

第三章 第七十九條（評議の秘密）合議体でする裁判の評議は、これを公行

しなべ・且し・司法修習生の勞徳を許すことが出来る・  
の為に訓文解説の意見の辯論・その中で最も解説の意見

二 叶事にいたるに、豈半端なるかと雖告人を量らず不詳の意見  
大心賛の意見の邊に咲く、その中で量らず心賛の意見  
一 豊賀にいたるに、豈半端なるかと雖も量らず參賀の意見の邊に咲

い、嫌味重い、その意見ある。  
丁意見を三種以上ある、その點で各々敵半端ではあるまいが、  
敵半端の意見も、丁嫌味ある場合とは云ふ、その事例で、  
敵半端の意見は、本筋の想合はるゝ事、強半端の意見は、  
敵半端の意見に、本筋の想合はるゝ事、強半端の意見は、  
敵半端の意見に、本筋の想合はるゝ事、強半端の意見は、

考観に付いては、過半数になるまで最も多額の意見の数を順次  
小審の意見の数は加え、その中で最も少額の意見  
二、刑事について、過半数の本審の意見は被告人に最も不利な意見の中  
七、八條（補充裁判官）合議体の審理が長時日にわたることの予見  
される場合においては、補充の裁判官一人が、審理に立ち会い、そ  
の審理中に合議体の裁判官の一人が審理に関與することができなく  
なつた場合において、これに代つて、その合議体に加わり審理及び  
裁判することができる。

第七十九條（裁判所の共助）

## 第六編 司法行政 要な補助をする

內閣

一 最高裁判所は、最高裁判所の職員並びに下級裁判所及びその職員を監督する。

二 各高等裁判所は、その高等裁判所の職員並びに管轄区域内の下級裁判所及びその職員を監督する。

三 各地方裁判所は、その地方裁判所の職員並びに管轄区域内の简易裁判所及びその職員を監督する。

四 第四百一十九條に規定する簡易裁判所の裁判官は、その簡易裁判所の裁判官以外の職員を監督する。

第五百一十九條（監督権と裁判権との関係） 前條の監督権は、裁判官の裁判権に影響を及ぼし、又はこれを制限することはない。

第八百一十九條（事務の取扱方法に対する不服） 裁判所の事務の取扱方法に対する不服は、第八百一十九條の監督権によりこれを処分する。

第七編 裁判所の経費  
第八十三条（裁判所の経費） 裁判所の経費は、独立して、國の予算にこれを計上しなければならない。

前項の経費中には、予備金を設けることを要する。

附 則

この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。裁判所構成法、裁判所構成法施行條例、刑事懲戒法及び行政裁判法は、これを廢止する。

裏面白紙

89

目下枢密院に御諮詢中の裁判所法案帝國議会へ提出の件中別紙のとおり修正いたしたいと思ひます。

内閣

三

(別紙)

裁判所法典の一節を次のよう修正する。

**第三條（裁判所の権限）** 裁判所は、日本憲法に特別の定のある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する。

前項の規定は、行政機関が前審として審判することを妨げない。  
下第八條を削り、第七條を第八條とし、第六條を第七條とし、第五條を第六條とする。  
不第四條を第五條とする。

**第四條（上級審の裁判の拘束力）** 上級審の裁判所の裁判における判断は、その事件について下級審の裁判所を拘束する。

**第九條（大法廷・小法廷）** 最高裁判所は、大法廷又は小法廷で審理及び裁判をする。

大法廷は、全員の裁判官の、小法廷は、最高裁判所の定める員数の裁判官の合議体とする。但し、小法廷の裁判官の員数は、三人以上でなければならない。

各合議体の裁判官のうち一人を裁判長とする。  
大法廷では、最高裁判所の定める員数の裁判官が出席すれば、審理及び裁判をすることができる。

**第十條（大法廷及び小法廷の審判）** 事件を大法廷又は小法廷のいずれで取扱うかについては、最高裁判所の定めるところによる。但し、左の場合においては、小法廷では裁判をすることができない。

一 当事者の主張に基いて、法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを判断するとき。  
二 前号の場合を除いて、法律、命令、規則又は処分が憲法に適合しないと認めるとき。

三 憲法その他の法令の解釈適用について、意見が前に最高裁判所のした裁判に反するとき。

第十一條を削る。

第十二條中「大法廷で裁判をする場合においては、」を削り、「

裁判官に「の下に「は」を加える。

同様を第十一條とし、以下第十六條まで順次繰り上ける。

第十七條第二号中「第六條」を「第七條」に改め、同條第四号を次のように改める。

四、刑法第七十七條乃至第七十九條の罪に係る訴訟の第一審同條を第十六條とし、第十八條を第十七條とし、第十九條及び第二十條を削る。

第二十一條第二項中「第十九條」を「第十六條第四号」に改める。同條を第十八條とし、以下第二十六條まで順次三條ずつ繰り上げる。

第二十七條第一号を次のように改める。

一、第十六條第四号の罪、第三十三條第一項第一号の請求及び罰金以下の刑にあたる罪に係る訴訟以外の訴訟の第一審

同條第三号中「第六條」を「第七條」に改める。

同條を第二十四條とし、以下第三十二條まで順次三條ずつ繰り上

げる。

第三十六條第一項第一号中「二千圓」を「五千円」に改める。

同條を第三十三條とし、以下第四十一條まで順次三條ずつ繰り上げる。

第二十二條を次のように改める。

第三十九條「最高裁判所の裁判官の任免」最高裁判所長官は、内閣の指名に聽いて、天皇がこれを任命する。

最高裁判所判事は、内閣でこれを任命する。

最高裁判所判事の任免は、天皇がこれを認証する。

内閣は、第一項の指名又は第二項の任命を行ひには、裁判官任命規則審査委員會に諮問しなければならない。

裁判官任命規則審査委員會に関する規程は、政令でこれを定める。

最高裁判所長官及び最高裁判所判事の任命は、國民の審査に關する法律の定めるところにより國民の審査に付される。

第四十條「下級裁判所の裁判官の任免」高等裁判所長官、判事、

判事補及び簡易裁判所判事は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。

高等裁判所長官の任免は、天皇がこれを認証する。

第一項の職界官は、その官に任命された日から十年を経過したときは、その任期を終えるものとし、再任されることができる。  
第四十三條第二項中「前項第一号若しくは〔在つた者又は十年以上同項第三号〕」を「五年以上前項第一号及び第二号に掲げる職の一若しくは二」に改め、同條を第四十一條とする。

「宣」を削り、同條第三項中「前項」を「前二項」に、「同項第二号乃至第五号」を「第一項第二号乃至第五号及び前項」に、同條第三項中「第六十八條」を「第六十六條」に改め、同條第四項を削り、同條第一項の次に次の二項を加える。

一父は二以上に在つた者が裁判所事務官又は司法事務官の職に在

つたときは、その在職は、これを同様名号に継ける職の在職とみなす。

第四十六條第一項第五号中「第四十三條」を「第四十一條」、第六十  
條第三項中「第六十八條」「を」「第六十九條」に改める。

同食を第四十回とし、以て第四十九回にて原作二回までの終りとする。

に、「決定」を「裁判」に改める。

第五十二条を次のように改める。

第五十條（定年）最高裁判所の裁判官は、年齢七十歳、下級裁判所の裁判官は、年齢六十五年に達した時に退官する。

第五十四條中「政治上の活動」を「政治運動」に、「父は」を「

若しくは「に」「その他公然且つ」を「又は」に改める。

同條を第五十二條とし、以下第五十八條まで順次二條ずつ繰り上げる。

第五十九條第四項中「第六十八條」を「第六十六條」に改め、同條を第五十七條とする。

第六十條第四項中「第六十八條」を「第六十六條」に改める。  
同條を第五十八條とし、以下第六十五條まで順次二條ずつ繰り上げる。

第六十六條中「の申出により内閣總理大臣」を削る。

同條を第六十四條とし、以下第六十九條まで順次二條ずつ繰り上げる。

第七十條中「尋め、又は修習の成績が前條第一項の試験に合格する見込がないもの」を「尋めるものと認めるときその他司法修習生について最高裁判所の定める事由がある」に改める。

同條を第六十八條とし、以下第七十四條まで順次二條ずつ繰り上げる。

第七十五條中「圓」を「円」に改める。

同條を第七十三條とし、以下第七十八條まで順次二條ずつ繰り上げる。

第七十九條を次のように改める。

第七十七條「評決」裁判は、最高裁判所の裁判について最高裁判所が特別の定をした場合を除いて、過半數の意見による。

過半數の意見によつて裁判をする場合において、左の事項について意見が三説以上に分れ、その説が各々過半數にならないときは、裁判は、左の意見による。

一 教額については、過半數になるまで最も多額の算見の数を順次少額の意見の数に加え、その中で最も少額の意見

二 刑事については、過半數になるまで被告人に最も不利な意見の数を順次利益な意見の数に加え、その中で最も利益な意見

一第八十條を第七十八條とし、第八十一條を第七十九條とする。

第八十二條第四号中「第四十條」を「第三十七條」に改める。  
同條を第八十條とし、第八十三條を第八十一條とする。  
第八十四條中「第八十二條」を「第八十條」に改める。  
同條を第八十二條とし、第八十五條を第八十三條とする。

參照

裁判所法自

- |     |                  |
|-----|------------------|
| 第一編 | 總則               |
| 第二編 | 最高裁判所            |
| 第三編 | 下級裁判所            |
|     | 第一章 高等裁判所        |
|     | 第二章 地方裁判所        |
|     | 第三章 簡易裁判所        |
| 第四編 | 教務所の職員及び司法修習生    |
|     | 第一章 教務官          |
|     | 第二章 教務官以外の教務所の職員 |
|     | 第三章 司法修習生        |
| 第五編 | 教務事務の取扱          |
| 第一章 | 法廷               |
| 第二章 | 教務所の用語           |
| 第三章 | 教務の評議            |

第一編	裁判所法	第六編	司法行政
第一編	裁判所法	第七編	裁判所の經營
第一編	裁判所法	第六編	司法行政

**第一條** (この法律の趣旨) 日本国憲法に定める最高裁判所及び下級

第二條（下級裁判所） 下級裁判所は、高等裁判所、地方裁判所及び

簡易裁判所とする。  
下級裁判所の設立、廃止及び管轄区域は、別に法律でこれを定め

第三條（税制）税制は、日本國憲法に特別の定のある場合を除く。

いて、一切の法律上の争訟を裁決する。

第四條　裁判官　最高裁判所の裁判官はその長たる裁判官を最高裁判所長官とし、その他の裁判官を最高裁判所判事とする。

下級裁判所の裁判官は、高等裁判所の長たる裁判官を島等審判所の長官とし、その他の裁判官を判事、判事補及び簡易裁判所判事とする。

最高裁判所判事の員数は、十四人もし、下級裁判所の裁判官の員数は、別に法律で定めを定める。

第二編 最高裁判所

第五條 (所在地) 最高裁判所は、これを東京都に置く。

第六條 (裁判権) 最高裁判所は、左の事項について裁判権を有する。

一 上告

二 訴訟法において特に定める抗告

第七條 (その他の権限) 最高裁判所は、この法律に定めるものの外、

他の法律において特に定める権限を有する。

第八條 (裁判の判事力) 最高裁判所が法令の解釈適用について意見を示す場合において下級裁判所の裁判官を拘束する。

2

第九條 (大法廷・小法廷) 最高裁判所は、大法廷又は小法廷で審理及び裁判をする。

大法廷は、全員の裁判官の、小法廷は、三人の裁判官の合議体とし、各合議体の裁判官のうち一人を裁判長とする。

大法廷では、十二人以上の裁判官が出席すれば、審理及び裁判をすることができる。

第十條 (小法廷の審判) 事件は、まず小法廷でこれを審理し、その裁判官の全員の意見が事件に対する判断において一致し、且つその裁判官の全員が大法廷で審理する必要がないと認めるときは、そのまま小法廷で裁判をすることができる。但し、左の場合においては、小法廷では審判をすることができぬ。

一一 法令、命令、規則又は处分が憲法に適合しないと認めるとき。二 法令の解釈適用について、意見が前に最高裁判所のした裁判に反するとき。

第十一條 (大法廷の審判) 前條の規定により小法廷で裁判をするこ

とができる場合を除いては、事件の審理及び裁判は、大法廷でこれをする。

第六二條（裁判官の意見の表示）大法廷で裁判をする場合においては、裁判官に各裁判官の意見を表示しなければならない。

第十三條（司法行政事務）最高裁判所が司法行政事務を行うのは、裁判官会議の議によるものとし、最高裁判所長官がこれを総括する。

裁判官会議は、全員の裁判官でこれを組織し、最高裁判所長官か、その議長となる。

第十四條（事務局）最高裁判所の庶務を掌らせるため、最高裁判所に事務局を置く。

第十五條（司法研修所）裁判官その他裁判所の職員の研究及び修養並びに司法修習生の修習に関する事務を取り扱わせるため、最高裁判所に司法研修所を置く。

### 第三編 下級裁判所

#### 第一章 高等裁判所

第十六條（構成）各高等裁判所は、高等裁判所長官及び相應な員数の員事でこれを構成する。

第十七條（裁判権）高等裁判所は、左の事項について裁判権を有する。

一 地方裁判所の第一審判決に対する控訴

二 第六條第二号の抗告を除いて、地方裁判所の決定及び命令に対する抗告

三 地方裁判所の第二審判決及び簡易裁判所の第一審判決に対する上告

四 他の法律の定めるところにより審判手続を経た行政处分に係る訴訟の第一審

第十八條（その他の権限）高等裁判所は、この法律に定めるもの以外、他の法律において特に定める権限を有する。

第十九條（東京高等裁判所の特別権限）刑法第七十三条、第七十五

條及び第七十七條乃至第七十九條の罪に係る訴訟については、第二審の裁判権は、東京高等裁判所に属する。

第二十條（裁判の拘束力）高等裁判所が上告審としてした裁判において法令の解釈適用について表示した意見は、その事件について下級審の裁判所を拘束する。

第二十一條（合議制）高等裁判所は、裁判官の合議体でその事件を取り扱う。但し、法廷ですべき審理及び裁判を除いて、その他の事項につき他の法律に特別の定があるときは、その定に従う。

前項の合議体の裁判官の員数は、三人もし、そのうち一人を裁判長とする。但し、第十九條の訴訟については、裁判官の員数は、五人とする。

第二十二條（裁判官の職務の代行）高等裁判所は、裁判事務の取扱上さし迫つた必须があるときは、その管轄区域内の地方裁判所の弁事にその高等裁判所の弁事の職務を行わせることができる。

第二十三條（司法行政事務）各高等裁判所が司法行政事務を行ひの

は、裁判官会議の議によるものとし、各高等裁判所長官がこれを統括する。

各高等裁判所の裁判官会議は、その全員の裁判官でこれを組織し、各高等裁判所長官が、その議長となる。

第二十四條（事務局）各高等裁判所の庶務を掌らせるため、各高等裁判所に事務局を置く。

第二十五條（支部）最高裁判所は、高等裁判所の事務の一部を取扱わせるため、その高等裁判所の管轄区域内に、高等裁判所の支部を設けることができる。

最高裁判所は、高等裁判所は、高等裁判所の事務の一部を取扱わせるため、その高等裁判所の管轄区域内に、高等裁判所の支部を設けることができる。

第二十六條（構成）各地方裁判所は、相應な員数の裁判官及び弁事官でこれを構成する。

第二十七條（裁判権）地方裁判所は、左の事項について裁判権を有する。

二 第十七條第四号の行政处分、第十九條の罪、第三十六條第一項、  
第一号の請求及び拘置又は科料にあたる罪に係る訴訟以外の訴訟  
の第一審

二 簡易裁判所の判決に対する控訴

三 第六條第二号の抗告を除いて、簡易裁判所の決定及び命令に対する抗告

第二条八條へその他の権限一 地方裁判所は、この法律に定めるもの

の外、他の法律において特に定める権限及び他の法律において裁判所の権限に属するものと定められた事項の中で地方裁判所以外の裁判所の権限に属させていない事項についての権限を有する。

第二条九條へ一人制・合議制一 地方裁判所は、第二項に規定する場合を除いて、一人の裁判官でその事件を取り扱う。

左の事件は、裁判官の合議体でこれを取り扱う。但し、法廷ですべき審理及び裁判を除いて、その他の事項につき他の法律に特別の規定があるときは、その定に従う。

一 合議体で審理及び裁判をする旨の決定を合議体でした事件

二 死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪へ刑法第二百三十六條、第二百三十八條又は第二百三十九條の罪及びその未遂罪並びに昭和五年法律第九号第二條又は第三條の罪を除く。一に係る事件

三 簡易裁判所の判決に対する控訴事件並びに簡易裁判所の決定及び命令に対する抗告事件

四 その他他の法律において合議体で審理及び裁判をすべきものと定められた事件

前項の合議体の裁判官の員数は、三人とし、そのうち一人を裁判長とする。

第三条八條へ判事補の職權の制限一 知事補は、他の法律に特別の定のある場合を除いて、一人で裁判することができない。  
判事補は、同時に二人以上合議体に加わり、又は裁判長となることができない。

**第三十一條** 裁判官の職務の代行。地方裁判所において裁判事務の取扱いをさし迫つた必要があるときは、その所在地を管轄する高等裁判所は、その管轄区域内の他の地方裁判所の裁判官に当該地方裁判所の裁判官の職務を行わせることができる。

**第三十二條** 司法行政事務。最高裁判所は、各地方裁判所の判事のうち一人に各地方裁判所長を命ずる。

各地方裁判所が司法行政事務を行うのは、裁判官会議の議によるものとし、各地方裁判所長がこれを統括する。

各地方裁判所の裁判官会議は、その全員の出席でこれを組織し、各地方裁判所長が、その議長となる。

**第三十三條** 裁判所の事務局。各地方裁判所の事務を掌らせるため、各地方裁判所に事務局を置く。

**第三十四條** 受部。出張所。最高裁判所は、地方裁判所の事務の一部を取り扱わせるため、その地方裁判所の管轄区域内に、地方裁判所の文部又は出張所を設けることができる。

最高裁判所は、地方裁判所の支部に勤務する裁判官を定める。

### 第三章 簡易裁判所

**第三十五條** 裁判官。各簡易裁判所に相應な員数の簡易裁判所判事を置く。

**第三十六條** 裁判権。簡易裁判所は、左の事項について第一審の裁判権を有する。

一 訴訟の目的の價額が二千圓を超えない請求（行政処分の取消又は変更の請求を除く。）

二 剽金以下の刑にあたる罪又は選択刑として罰金が定められてゐる罪に係る訴訟

簡易裁判所は、禁錮以上の刑を科することができない。禁錮以上の刑を科するのを相当と認めるときは、訴訟法の定めるところにより事件を地方裁判所に移さなければならぬ。

**第三十七條** その他の権限。簡易裁判所は、この法律に定めるもの外、他の法律において特に定める権限を有する。

第五十九條（裁判官の職務の代行）簡易裁判所は、一人の裁判官でその事件を取扱う。

第三十九條（裁判官の職務の代行）簡易裁判所において裁判事務の取扱上に追つた必要があるときは、その所在地を管轄する地方裁判所は、その管轄区域内の他の簡易裁判所の裁判官又はその地方裁判所の判事に当該簡易裁判所の裁判官の職務を行わせることができること。

第四十條（司法行政事務）各簡易裁判所の司法行政事務は、簡易裁判所の裁判官が、一人のときは、その裁判官が、二人以上のときは、最高裁判所の指名する一人の裁判官がこれを掌理する。  
第四十一條（事務の移轉）簡易裁判所において特別の事情によりその事務を取り扱うことができないときは、その所在地を管轄する地方裁判所は、その管轄区域内の他の簡易裁判所に当該簡易裁判所の事務の全部又は一部を取り扱わせることができる。

#### 第四編 裁判所の職員及び司法修習生

##### 第一章 裁判官

第四十二条（任免の認証）最高裁判所判事及び高等裁判所長官の任免については、天皇の認証を要するものとする。

第四十三条（最高裁判所の裁判官の任命資格）最高裁判所の裁判官は、識見の高い、法律の素養のある年齢四十年以上の者の中からこれを任命し、そのうち少くとも十人は、十年以上第一号及び第二号に掲げる職の一若しくは二に在つた者又は左の各号に掲げる職の一若しくは二以上に在つてその年数を通算して二十年以上になる者でなければならぬ。

##### 第二章 裁判官

第三条 簡易裁判所判事

第四条 檢察官

第五条 弁護士

第六条 別に法律で定める大学の法律学の教授又は助教授

前項第一号若しくは第二号に掲げる職に在つた者又は十年以上同一項第三号乃至第六号に掲げる職の一若しくは二以上に在つた者が弁事補、裁判所調査官、最高裁判所事務総長、裁判所事務官、司法研修所教官、司法次官、司法事務官又は少年審判官の職に在つたときは、その在職は、同項の規定の適用については、これを同項第三号乃至第六号に掲げる職の在職とみなす。

前二項の規定の適用については、第一項第三号乃至第五号及び前項に掲げる職に在つた年数は、司法修習生の修習を終えた後の年数に限り、これを当該職に在つた年数とする。  
三年以上第一項第六号の大字の法律学の教授又は助教授の職に在つた者が簡易裁判所判事、検察官又は弁護士の職に就いた場合においては、その簡易裁判所判事、検察官へ副檢事を除く。一又は弁護士の職に在つた年数については、前項の規定に、これを適用しない。  
第四十四條へ高等裁判所長官及び判事の任命資格一、高等裁判所長官及び弁護士は、左の各号に掲げる職の一又は二以上に在つてその年数<sup>6</sup>

を運算して十年以上になる者の中からこれを任命する。

- 一 判事補
- 二 簡易裁判所判事
- 三 檢察官
- 四 弁護士
- 五 研究所調査官、裁判所事務官、司法研修所教官、司法事務官又は少年審判官
- 六 前條第一項第六号の大学の法律学の教授又は助教授  
前項の規定の適用については、同項第二号乃至第五号に掲げる職に在つた年数は、司法修習生の修習を終えた後の年数に限り、これを当該職に在つた年数とする。  
三年以上前條第一項第六号の大学の法律学の教授又は助教授の職に在つた者が簡易裁判所判事、検察官又は弁護士の職に就いた場合においては、その簡易裁判所判事、検察官へ副檢事を除く。一又は弁護士の職に在つた年数については、前項の規定は、これを適用し

ない。司法修習生の修習を終えないと簡易裁判所判事又は検察官に任命された者の第六章八條の試験に合格した後の簡易裁判所判事、檢察官、副檢事等を除く。又は弁護士の職に在つた年数についても同様とする。

丁年以上一級又は二級の官吏の職へ第一項第三条第十五条及び第六条に掲げる職を除き、別に法律で定める公務員の職を含む。一に在つた者は、同項の規定にかねらず、高等裁判所長官及び弁護士に任命されることができる。但し、別に法律で定める員数を超えることとができない。

第四十一条へ掲載の任命資格へ、判事補又は司法修習生の修習を終えた者の中からこれを任命する。  
第四十六條へ簡易裁判所判事の任命資格へ、簡易裁判所判事又は高等裁判所長官若しくは鉤勤の職に在つた者又は左の各号に掲げる職の一右しくは二以上に在つてその年数を過算して三年以上になる者の中からこれを任命する。

### 一 判事補

#### 二 檢察官

#### 三 弁護士

#### 四 裁判所調査官、裁判所事務官、司法研修所教官、司法事務官又は少年審判官

五 第四十二条第一項第六号の大学の法医学の教授又は助教授前項の規定の適用については、同項第二号乃至第四号に掲げる職に在つた年数又は司法修習生の修習を終えた後の年数に限り、これを当該職に在つた年数とする。

司法修習生の修習を終えて検察官に任命された者の第六十九條の試験に合格した後の檢察官へ簡易裁判を除く。又は弁護士の職に在つた年数については、前項の規定は、これを適用しない。  
第四十七条へ簡易裁判所判事の職務に必要な学識経験のある者は、前條第一項に掲げる者に該当しないときでも、簡易裁判所判事選考委員会

員会の選考を経て、簡易裁判所判事に任命されることができる。  
簡易裁判所判事選考委員会に関する規程は、最高裁判所がこれを定める。

第四十九條 任命の欠格事由 他の法律の定めるところにより一般の官吏に任命されることができない者の外、左の各号の一に該当する者は、これを裁判官に任命することができない。

一、禁錮以上の刑に処せられた者

二、彈劾裁判所の罷免の裁罰を受けた者  
第四十九條 補職 下級裁判所の裁判官の職は、最高裁判所がこれを補する。

10

第五十條 身分の保障 裁判官は、公の弾劾又は國民の審査による法律による場合及び裁判により心身の故障のために職務を執ることができるないと決定された場合を除いては、その意思に反して、免官、轉官、驛所。職務の停止又は報酬の減額をされることはない。

第五十一條 懲戒 裁判官は、職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠り、又は品位を辱める行状があつたときは、別に法律で定めるところにより裁判によつて懲戒される。

第五十二條 (定年) 最高裁判所長官は、年齢七十五年、最高裁判所判事及び高等裁判所長官は、年齢七十一年、その他の裁判官は、年齢六十一年に達した時に退官する。

第五十三條 裁判官の受ける報酬については、別に法律でこれれを定める。

第五十四条 政治上の活動等の禁止 裁判官は、在任中、左の行為をすることができない。

一、國会又は地方公共團體の議会の議員となり、その他公然且つ積極的に政治上の活動をすること。  
二、最高裁判所の許可のある場合を除いて、報酬のある他の職務に從事すること。

三、商業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。  
第四章 裁判官以外の裁判所の職員

**第五十五條（最高裁判所事務総長）** 最高裁判所に最高裁判所事務総長一人を置く。

最高裁判所事務総長は、一級とする。

最高裁判所事務総長は、最高裁判所長官の監督を受けて、最高裁判所の事務局の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。

**第五十六條（最高裁判所長官祕書官）** 最高裁判所に最高裁判所長官祕書官一人を置く。

最高裁判所長官祕書官は、二級とする。

最高裁判所長官祕書官は、最高裁判所長官の命を受けて、機密に関する事務を掌る。

**第五十七條（司法研修所教官）** 最高裁判所に別に定める員数の司法研修所教官を置く。

司法研修所教官は、一級、二級又は三級とする。

司法研修所教官は、上司の指揮を受けて、司法研修所における研究、修養及び修習の指導を掌る。

**第五十八條（司法研修所長）** 最高裁判所に司法研修所長を置き、一

級の司法研修所教官の中から、最高裁判所が、これを補する。

司法研修所長は、最高裁判所長官の監督を受けて、司法研修所の事務を掌理し、司法研修所の職員を指揮監督する。

**第五十九條（裁判所調査官）** 最高裁判所及び各高等裁判所に適じて設立する者の中から、最高裁判所の命を受けて、事件の審理及び裁判所調査官は、二級とする。

裁判所調査官は、裁判官の命を受けて、事件の審理及び裁判所調査官は、二級とする。

裁判所調査官の任命は、一級の二級事務官吏に任命される資格を有する者の外、第六十八條の試験に合格した者についてもこれを行うことができる。

第六十條（裁判所事務官） 各裁判所に通じて別に法律で定める員数の裁判所事務官を置く。

裁判所事務官は、一級、二級又は三級とする。

**裁判所事務官は**、上級の命を受けて、裁判所の事務を掌る。  
**二級の裁判所事務官の任命及び報級は**、一般の二級事務官吏に任命され、又は敍歎される資格を有する者のみ、第六十八條の試験に合格した者についてもこれを行なうことができる。

**第六十一條**、**事務局長**、各高等裁判所及び各地方裁判所に事務局長を直き、裁判所事務官の中から、最高裁判所がこれを補する。

**第六十二條**、**裁判所書記**、各裁判所に裁判所書記を直き、裁判所事務官の中から、最高裁判所の定めるところにより、最高裁判所、各高等裁判所又は各地方裁判所がこれを補する。

**第六十三條**、**裁判所技官**、各裁判所に通じて別に法律で定める員数の裁判所技官を置く。

裁判所書記は、口述の書取その他の類の作成又は変更に関する認定官の命令を受けた場合において、その作成又は変更を正当でないと認めるときは、自己の意見を書き添えることができる。

**第六十三條**、**裁判所技官**、各裁判所に通じて別に法律で定める員数の裁判所技官を置く。

裁判所技官は、二級又は三級とする。

裁判所技官は、上司の命を受けて、技術を掌る。

**第六十四條**、**執行吏**、各地方裁判所に執行吏を置く。

執行吏は、最高裁判所の定めるところにより各地方裁判所がこれを任命する。

執行吏に任命されるのに必要な資格に関する事項は、最高裁判所がこれを見定める。

執行吏は、他の法律の定めるところにより裁判の執行、裁判所の執行する文書の送達その他の事務を行う。

執行吏は、手数料を受けるものとし、その手数料が一定の額額定

しないとき、國庫から補助金を受ける。廷吏を雇う。

第六十五回へ廷吏、各裁判所においては、廷吏を雇う。廷吏は、廷において裁判官の命する事務その他最高裁判所の定める事務を取り扱う。

各裁判所は、執行吏を用いることができないときは、その裁判所の所在地で書類を送達するためには、遞便を用いることができる。級は、一級のものについては、最高裁判所の申出により内閣総理大臣が、二級のものについては、最高裁判所の申出により内閣総理大臣が、三級は、最高裁判所の申出により内閣総理大臣がそれそれこれをを行い、三級のものについては、最高裁判所の定めることにより最高裁判所、各高等裁判所又は各地方裁判所がこれを行う。

第六十七條へ勤務裁判所の指定、裁判所調査官、裁判所事務官（事務局長又は裁判所書記たるもの）を除く。及び裁判所技官の勤務する裁判所は、最高裁判所の定めることにより最高裁判所、各高等裁判所又は各地方裁判所がこれを定める。

### 第三章 司法修習生

第六十八條へ採用、司法修習生は、高等試験司法科試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる。

前項の試験に関する事項は、政令でこれを定める。

第六十九條へ修習、試験一司法修習生は、少くとも一年間修習をし

た後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。

司法修習生は、その修習期間中、國庫から一定額の給與を受ける。

第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。

第七十條へ罷免、最高裁判所は、司法修習生の行狀がその職位を辱め、又は修習の成績が前修習一項の試験に合格する見込がないものと認めるときは、その司法修習生を罷免することができる。

第五編 裁判事務の取扱

第一章 法廷

第七十一條へ開廷の場所、法廷は、裁判所又は支部でこれを聞く。

最高裁判所は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、他の場所で法廷を開き、又はその指定する他の場所で下級裁判所に法廷を開かせることができる。

法廷を開かせることができる。  
第七十二條 一 公開停止の手続 一 裁判所は、日本國憲法第八十二條第  
二項の規定により対審を公開しないで行うに以て、公衆を退廷させる  
前に、その旨を理由とともに言い渡さなければならぬ。弁護を言  
い渡すとき等、再び公衆を入廷させなければならぬ。

第七十三條（法廷の秩序維持） 法廷における秩序の維持は、裁判長又は開廷をした一人の裁判官がこれを行う。

務の執行を妨げ、又は不当な行狀をする者に対し、退庭を命じその  
恤法延に於ける秩序を維持するのに必要な事項を命じ、又は處置を  
執ることができる。

公私知官は、該所の職務の執行を妨げる者に付し退去を命じる。他必舉な事項を命じ、又は処置を執ることができる。

るに、より法廷外の場所で職務を行ひ場合において、その教官もこれを有する。

所又は該官の職務の執行を妨げた者は、これを一年以下の懲役若しくは禁錮又は千圓以下の罰金に処する。

第七十六條（裁判所の用語）　裁判所では、日本語を用いる。

**第七十七條** (評議の秘密) 会議体である教科の評議は、これを公行しない。但し、司法修習生の傍聴を許すことができる。

律に特別の定がない限り、秘密を守らなければならぬ。

第七十<sup>一</sup>八條へ意見を述べる義務——教官は、評議において、その意見を述べなければならぬ。

第七十九條へ詐欺——教官は、この法律に特別の定がない限り、過半数の意見による。但し、左の事項について委員官の意見が三説以上に分かれ、その説が各々過半数にならないときは、左の意見による。  
一、教額については、過半数になるまで最も多額の意見の数を順次少額の意見の数に加え、その中で最も少額の意見

二、刑事については、過半数になるまで被告人に最も不利な意見の数を順次利益な意見の数に加え、その中で最も利益な意見

第八十<sup>一</sup>條へ補充教官——合議体の審理が長時間にわたることの予見される場合においては、補充の教官一人が審理に立ち会い、その審理中に合議体の教官の一人が審理に開與することができなくなつた場合について、これに代つて、その合議体に加わり審理及び監督をすることができる。

#### 第四章 教官所の典則

第八十一條へ教官所の典則——教官所は、教官事務について、正に整備な補助をする。

#### 第六編 司法行政

第八十二條へ司法行政の監督——司法行政の監督権は、左の各条の定めるところによりこれをを行う。  
一、最高裁判所は、最高裁判所の職員並びに下級裁判所及びその職員を監督する。  
二、各高等裁判所は、その高等裁判所の職員並びに管轄区域内の下級裁判所及びその職員を監督する。  
三、各地方裁判所は、その地方裁判所の職員並びに管轄区域内の簡易裁判所及びその職員を監督する。  
四、第四十二条に規定する簡易裁判所の裁判官は、その簡易裁判所の裁判官以外の職員を監督する。

第八十三條へ監督権と裁決権との關係——前條の監督権は、裁判官の

監督権に影響を及ぼし、又はこれを制限することはない。

第八十四條 一、事務の報酬方法に対する不服、二、該研究所の事務の取扱方法に対して申し立てられた不服は、第八十二條の監督権によりこれを処分する。

第七編 評議所の経費

第八十五條 一、該研究所の経費は、独立して、國の予算にこれを計上しなければならない。前項の経費中には、予備金を設けることを要する。

附 則

この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

該研究所憲成法、該研究所構成法施行條例、外事懲戒法及び行政裁判法

は、これを廃止する。

さきに御伺い致しました目下枢密院に御諮詢中の裁判所法案帝國議会へ提出の件中修正の件の一部を更に別紙のとおり修正致したいと思います。

さきに提出した裁判所法案の修正の件の一部を更に次のように修正する。

第三條で第三項として次の二項を加える。

この法律の規定は、刑事について別に法律で陪審の制度を設けることを妨げない。

第九條第四項中「大法廷」を「各合議体」に改める。

## 参考

裁判所法典の一部を次のように修正する。

第三條 一 裁判所の権限 一 裁判所は、日本國憲法に特別の定のある場合を除いて、一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する。

前項の規定は、行政機關が前審として審判することを妨げない。  
第八條と第九條と第十條と第十一條と第十二條と第十三條と第十四條と第十五條とする。第六條を第七條とし、第七條を第八條とし、第八條を第九條とする。

第四條 一 上級審の裁判の拘束力 一 上級審の裁判所の裁決における判断は、その事件について下級審の裁判所を拘束する。

第八條を削り、第七條を第八條とし、第六條を第七條とし、第五條を第六條とする。

第九條 一 大法廷。小法廷 一 最高裁判所は、大法廷又は小法廷で審理及び裁判をする。

大法廷は、全員の裁判官の、小法廷は、最高裁判所の定める員数の裁判官の合議体とする。但し、小法廷の裁判官の員数は、三人以上でなければならぬ。

各合議体の裁判官のうち一人を裁判長とする。各合議体 大法廷では、最高裁判所の定める員数の裁判官が出席すれば、審理及び裁判をすることができる。

第十條 一 大法廷及び小法廷の審判 一 事件を大法廷又は小法廷のいずれで取り扱うかについては、最高裁判所の定めることによる。但し、左の場合においては、小法廷では裁判をすることができる。

一、当事者の主張に基いて、法律・命令・規則又は処分が憲法に適合するかしないかを判断するとき。  
二、前号の場合を除いて、法律・命令・規則又は処分が憲法に適合しないと認めるとき。

三、憲法その他の法令の解釈適用について、意見が前に最高裁判所のした裁判に反するとき。

第十一條を削る。

第十二條中「大法廷で裁判をする場合においては、一を削り、一

「裁判所に」の下に「は」を加える。

同條を第十一條とし、以下第十六條まで順次繰り上げる。

第十七條第二号中「第六條」を「第七條」に改め、同條第四号を次のように改める。

四 刑法第七十七条乃至第七十九條の罪に係る訴訟の第一審同條を第十六條とし、第十八條を第十七條とし、第十九條及び第二十條を削る。

第二十一條第二項中「第十九條」を「第十六條第四号」に改める。同條を第十八條とし、以下第二十六條まで順次三條ずつ繰り上げる。

第二十一条第一号を次のように改める。

一 第十六條第四号の罪、第三十三條第一項第一号の請求及び罰金以下の刑にあたる罪に係る訴訟以外の訴訟の第一審

同條第三号中「第六條」を「第七條」に改める。

同條を第二十四條とし、以下第三十五條まで順次三條ずつ繰り上げる。

ける。

第三十六條第一項第一号中「二千円」を「五千円」に改める。

同條を第三十三條とし、以下第四十一條まで順次三條ずつ繰り上げる。

第四十二條を次のように改める。

第三十九條へ最高裁判所の教官の任免一 最高裁判所長官は、内閣の指名に基いて、天皇がこれを任命する。

最高裁判所判事の任免は、天皇がこれを認証する。

最高裁判所判事の任免は、天皇がこれを認証する。

内閣は、第一項の指名又は第二項の任命を行うには、裁判官任

命諮問委員會に諮問しなければならない。

裁判官任命諮問委員會に関する規程は、政令でこれを定める。

最高裁判所長官及び最高裁判所判事の任命は、國民の審査に關する法律の定めるところにより國民の審査に付される。

四十一條へ下級裁判所の裁判官の任免一 高等裁判所長官、判

御臺席及び簡易裁判所判事は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。

親等が知る所長官の任免は、天皇がてを認証する。

第一項の教訓官は、その宣に住居登録六日から十年を経過したとき、その任期を終えるものとし、再任されることができる。第四十一条第二項中「前項第一号若しくは第二号に掲げる職に在つた者又は十年以上同項第三号」を「五年以上前項第一号及び第二号に掲げる職の一若しくは二を有つた者又は十年以上同項第一号」に改め、同條を第四十一條とする。

宣」を削り、同條第二項中「前項」を「前二項」に、「同項第二号乃至第五号」を「第一項第二号乃至第五号及び前項」に、同條第三項中「第六十至八條」を「第六十至六條」に改め、同條第四項を削り、同條の一項の次に次の一項を加える。

一以降二以上次在つる者か該所に於て又は司法事務官の職に在つた者を、その在職は、これを同項各号に掲げる職の在職とみなす。

同款を第四十二條とし、第四十三條を第四十三條とする。

第四十六條第一項を第五条の「第三章三條」を「第四十一條」に、同條第三項中の「第六十條」を「第六十六條」に改める。

同條を第四十四條とし、以下第四十九條まで順次二條ずつ繰り上げる。

第五十條甲の裁判により、第一判決に法律で定めるところにより

同僚を相手十八歳とし、三十一年十九歳とする。  
第五十二条を次のよう改める。

第五十四条中「政治上の活動」を「政治運動」に、「父は」を「若しくは」に、「その他公然且つ」を「父は」に改める。

同條を第五十二条とし、以下第五十八條まで順次二條ずつ繰り上げる。

第五十九條第四項中「第六十八條」を「第六十六條」に改め、同條を第五十七條とする。

第六十條第四項中「第六十八條」を「第六十六條」に改める。

同條を第五十八條とし、以下第六十五條まで順次二條ずつ繰り上げる。

第六十六條中「の申出により内閣總理大臣」を削る。

同條を第六十四條とし、以下第六十九條まで順次二條ずつ繰り上げる。

第七十條中「辱め、又は修習の成績が前條第一項の試験に合格する見込がないもの」を「辱めるものと認めるときその他司法修習生について最高裁判所の定める事由がある」に改める。

同條を第六十八條とし、以下第七十四條まで順次二條ずつ繰り上げる。

第七十五條中「圓」を「円」に改める。

同條を第七十三條とし、以下第七十八條まで順次二條ずつ繰り上げる。

第七十九條を次のよう改める。

第七十條へ評決一裁判は、最高裁判所の裁判について最高裁判所が特別の定をした場合を除いて、過半數の意見による。

過半數の意見によつて裁判をする場合において、左の事項について意見が三説以上に分れ、その説が各、過半数にならないときは、裁判は、左の意見による。

一 教額については、過半数になるまで最も多額の意見の数を順次少額の意見の数に加え、その中で最も少額の意見

二 刑事については、過半数になるまで被告人に最も不利な意見の数を順次利益な意見の数に加え、その中で最も利益な意見

第八十條を第七十八條とし、第八十一條を第七十九條とする。

第八十二條第四号中「第四十條」を「第三十七條」に改める。

同條を第八十條とし、第八十三條を第八十一條とする。

第八十四號中「第八十二條」を「第八十條」に改める。

同條を第八十二條とし、第八十五條を第八十三條とする。